

# 出店に関する誓約書

私は、第3回 BeachClean in 元猿海岸（以下「BeachClean」という。）の出店を希望するに当たり、第3回 BeachClean in 元猿海岸出店要項を十分理解のうえ、下記すべての事項を遵守することを誓約いたします。

## 【誓約事項】

1. 出店要項に記載の「申込者及び出店者の住所が佐伯市内であり、佐伯市内に店舗等を有し営業していること。」の要件を満たしており、虚偽や名義貸の出店ではありません。
2. 出店条件・出店場所などを含めた一切について、主催者及び事務局の指示に従います。
3. 通行客、他の出店者、近隣住民に対し、不快感を与えるような行為は行いません。
4. 出店権は譲渡・売買・賃貸借しません。
5. 自らの所有品及び販売品、用具等は、自らの責任を持って管理します。
6. ゴミの発生を少なくするように努力するとともに、ゴミの処分及び自らの出店場所付近の整理・清掃については、自らの責任を持って行います。
7. 食品衛生に十分注意するとともに、保健所への申請等については、自らの責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を取ります。
8. 周囲への安全に十分に配慮するとともに、万が一、自らが被害者又は加害者となる事故が発生した場合は、原因の如何を問わず、自らの責任において処理します。その際は速やかに事務局に報告するとともに、主催者及び関係者にその責任を追及しません。
9. 気象状況の悪化及び伝染病、感染症、疾病又は流行病の発生など主催者の責に帰すべからざる事由により、イベントが中止になった場合、またはその内容に変更があった場合、あるいは自らの所有品及び販売品、用具等の紛失・損害などにより BeachClean の出店に支障が生じた場合は、主催者に対して BeachClean への出店のために要した諸経費の支払請求を行わないとともに、その責任を追及しません。
10. 主催者から借りた備品等はきれいに使用するとともに、準備・片付けを近隣の出店者と協力して行います。また、備品等に損害を与えた場合は、主催者が相当と認める損害額を賠償します。
11. BeachClean に関連する放送（テレビ放送、新聞等の報道、ポスターや文書、SNS 掲載等）に、主催者が店舗名や写真を自由を使用することを承諾します。
12. 国、大分県が提示する食中毒予防対策等の衛生管理を徹底します。
13. BeachClean 終了後は売上報告書にて、定められた期限内に事務局へ売上を報告します。
14. 出店申込書等の事務局に提出した事項はすべて事実かつ正確であることを誓うとともに、これらに変更が生じたときは、速やかに事務局に連絡します。

(裏面)

15. 上記の事柄以外の問題が発生した場合には、双方の話し合いによって問題解決に当たることを誓います。

**【注意事項】**

1. 事務局では出店者の皆さんが気持ち良く出店することができる安心で円滑なイベントを実施するため、公正で秩序ある運営に務めますので、御理解・御協力をお願いします。
2. 出店スペースには限りがありますので、申込者多数の場合は、業種等も考慮のうえ適宜事務局において公正な方法(抽選等)により出店者を選定させていただくことがありますので、予め御了承ください。
3. 上記誓約事項や出店要項の禁止事項・注意事項に反した出店者は、即刻退店していただく場合があるととも、今後の参加をお断りさせていただく場合があります。その場合に  
出店者に対して損害が発生しても一切賠償はいたしません。

主催者 蒲江地域創生支援協議会  
会長 中元 秀彦 様

令和 8 年 月 日

店舗名(団体名)

店舗住所(所在地)

申込者氏名(代表者名)

㊞

※申込者と出店者が異なる場合は下記に記入ください。

出店者氏名

住 所

※申込者及び出店者の住所が佐伯市内であることが必須です。